賛助会員規程

(賛助会員)

(賛助会員の特典)

第2条 賛助会員である個人又は団体は、次の特典を受けることができる。

- (1) この法人が主催する研修会・講習会等で展示設備のある場合には、展示空間を無償で利用することができる。但し、設営にかかわる実費は当該賛助会員の負担とする。
- (2) この法人が発行する会員名簿・士会ニュース等に事務所・営業所、電話番号の他、営業品目・広告などを無料で掲載することができる。
- (3) 賛助会員の広告の大きさを以下の通りとする。

A 会員:A4 用紙の $\frac{1}{4}$ マス(タテ 6 cm×ヨコ 17 cm)以下

B 会員:A4 用紙の $\frac{1}{8}$ マス (タテ 6 cm×ヨコ 8 cm)以下

(募金の制限)

第3条 この法人は、この法人が主催する研修会、講習会などに際し、賛助会員に寄付を 求めないことを原則とする。

(規程の変更)

第4条 この規程の変更は、理事会の議決によらなければならない。

(その他)

第5条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附則

- 1. この規程は、平成12年4月1日から施行する。
- 2. 平成 13 年 10 月 1 日改定
- 3. 平成 21 年 3 月 8 日改定
- 4. 平成 25 年 7 月 6 日改定
- 5. 令和2年9月19日改定